

## 伊達市景観計画（案）に対する意見募集結果

伊達市では、市民参加条例第9条に基づき、より多くの市民の皆さんの意見を参考にするため、伊達市景観計画（案）に対する意見を募集し、1名の方から1件の意見提出がありました。

市では、これらの意見に対する市としての考え方を下記のとおり公表します。

貴重なご意見ありがとうございました。

### 意見募集の結果

**PDF** [伊達市景観計画（案）に対する意見募集結果](#) (169.4KB)

意見募集の案件	伊達市景観計画（案）について
意見募集の内容	<p>当市では、地域の特性や魅力を生かした、良好な景観形成や保全を進めるため、伊達市景観計画を策定します。</p> <p>景観計画は、景観法に基づき良好な景観形成を進めるための基本となる計画であり、景観形成に関する基本方針や、一定の建築物などに対して景観的配慮を求めるなど、美しい景観づくりを行っていくための計画です。</p> <p><b>関係資料</b></p> <p><b>PDF</b> <a href="#">伊達市景観計画（案）【概要版】</a> (1.3MB)</p> <p><b>PDF</b> <a href="#">伊達市景観計画（案）</a> (2.9MB)</p>
意見募集の期間	令和3年2月5日（金曜日）から3月8日（月曜日）までの32日間